

重点地区まちづくり計画の原案の理由書

1 重点地区まちづくり計画の名称

上石神井駅周辺地区まちづくり構想

2 理由

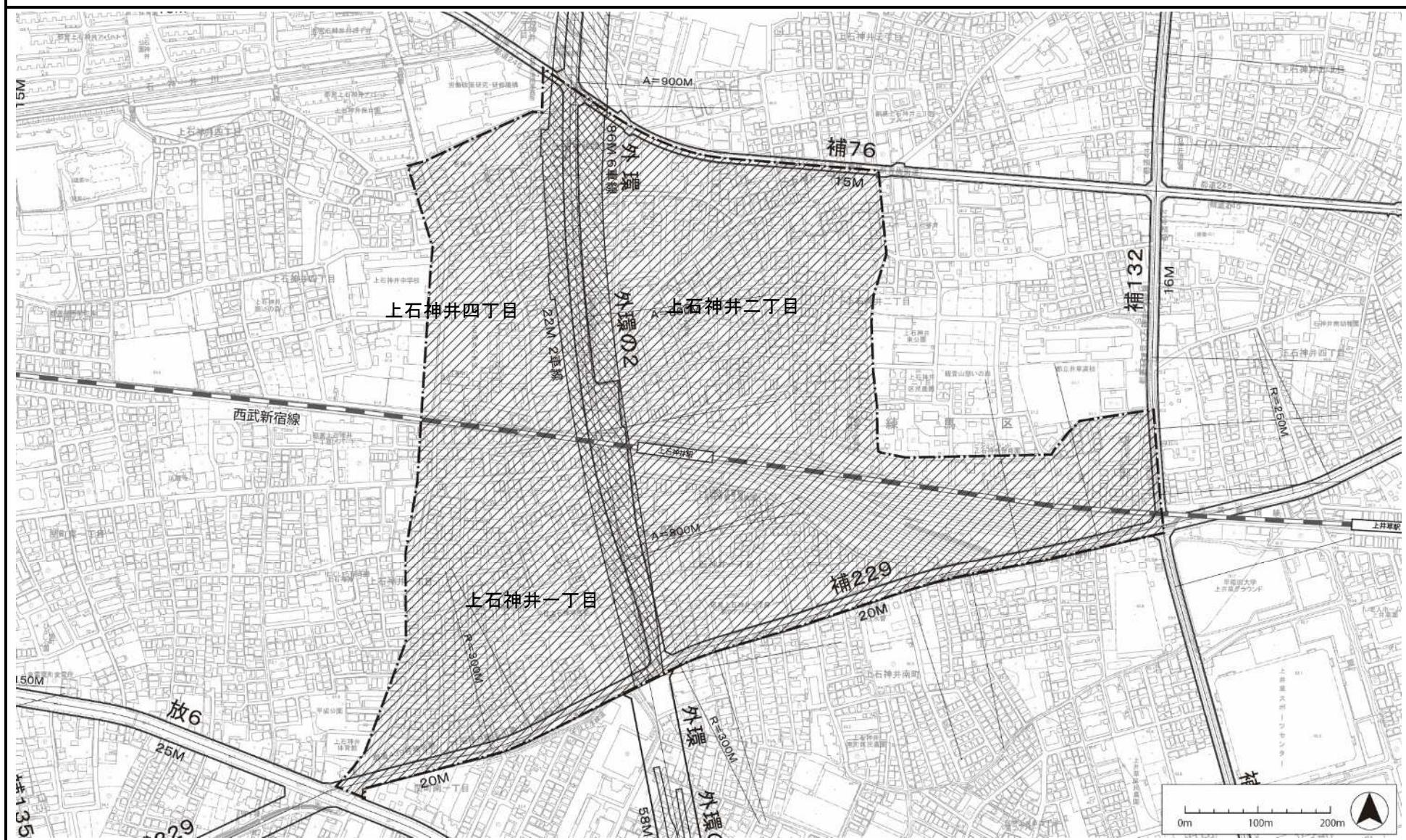
上石神井駅周辺地区は、練馬区都市計画マスタープラン（平成27年12月改定）において、新たに区南西部における地域拠点として位置付け、地域における活動と交流の中心、区民生活の豊かさを実現する場として、交通網や文化施設などの充実、高度利用を進めることとしている。

区はこれまで、「上石神井駅周辺地区まちづくり協議会」を設立し、地域住民の意見を聴きながら、平成20年に重点地区まちづくり計画を決定した。

以降、この計画に基づきまちづくりを推進し、平成30年12月には東京都市計画道路幹線街路外郭環状線の2（新青梅街道～千川通り間）が事業着手するとともに、西武新宿線の連続立体交差化計画については都市計画案が提示されるなど、道路や鉄道の計画内容が明らかになった。

こうしたことから、より具体的なまちの将来像を示し、更にまちづくりを推進していくため、重点地区まちづくり計画を変更する。

上石神井駅周辺地区 区域図



この地図は、東京都の承認を受けて、東京都縮尺 2500 分の 1 地形図および都市施設情報を利用して作成したものである。(承認番号) 2 都市基交著第 1 号、令和 2 年 4 月 1 日、2 都市基街都第 259 号、令和 2 年 12 月 25 日

(変更原案)

上石神井駅周辺地区 まちづくり構想



令和3年 月改定
練馬区

はじめに

上石神井駅周辺地区は、平成13年12月に上石神井町会、上石神井商店街振興組合の発意で「まちづくり協議会」を設立し、まちづくりの検討をスタートしました。協議会では、外環計画の推移を見据えながら、駅周辺におけるまちづくりの方針や将来の土地利用、道路交通網などのあり方について話し合い、平成16年7月にはまちづくりに関する提言書を取りまとめ、練馬区長に提出しました。区はこの提言を基に、平成20年3月に「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」を策定し、以降その実現に向けて取組を進めてきました。

その一方で、区は平成27年に都市計画マスター プランの見直しを行い、上石神井駅周辺地区を、区民の日常生活を支える『生活拠点』から地域の中心的な役割を果たす『地域拠点』へ

と変更しました。これにより、上石神井駅周辺はより拠点性の高いまちづくりを目指していくことになりました。

また、地区内の都市計画道路である南北道路（外環の2）が平成30年12月に事業認可されるとともに、西武新宿線の連続立体交差化計画については、事業化に向けた具体的な内容が明らかになりました。

こうしたことから、より具体的なまちの将来像を示し、さらにまちづくりを推進していくために、このたび、まちづくり構想を変更することとしました。

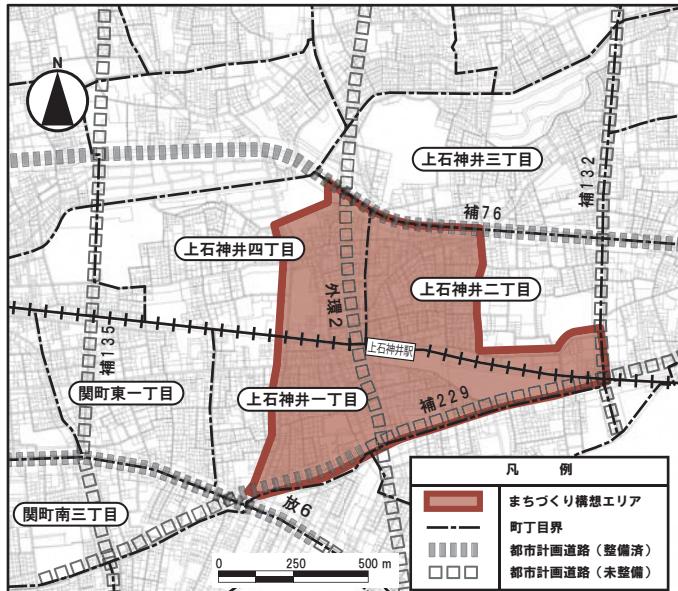
引き続き、地域住民、関係事業者、区が相互に協力しながら、上石神井駅周辺地区が地域拠点にふさわしいまちとなるよう、まちづくりのさらなる推進を図ってまいります。

まちづくり構想エリア

「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」のエリアは、右図の太線で囲まれた約53haの区域です。

まちづくり構想の性格

この「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」は、地域の方々、行政、関係機関等が上石神井駅周辺地区においてまちづくりに取り組む際の、整備の方向性を示すものです。この構想により新たな権利制限が加わるものではありません。



上石神井駅周辺地区 まちづくり構想の構成

「上石神井駅周辺地区まちづくり構想」は、4つの項目から構成されています。

1 まちづくりの課題

2 まちづくりの方針

3 まちづくり構想図

4 方針の実現に向けた取組

1 まちづくりの課題

道路交通

『南北を連絡する幹線道路の整備』

南北方向の幹線道路が未整備であるため、通過交通が生活道路に進入し、歩行者の安全が脅かされています。

一方、日常生活で重要な交通手段となっているバスは、買い物客等で混雑している生活道路を運行しており、安全性や定時性の確保などが課題となっています。

『駅前広場整備および駐輪場整備』

上石神井駅は、現在一日平均約4万5千人の乗降客があり、駅前には非常に多くの人々や車が集中しています。しかし、バスやタクシー利用者の乗り場スペースが十分でなく、駅から乗り場への歩道も整備されていないため、不便かつ危険な状況となっています。

また、上石神井駅はまちの玄関口であるにもかかわらず、オープンスペースがなく、駅前に放置自転車がみられる問題もあります。



『早期の踏切解消』

朝夕の通勤ラッシュ時には、南北の交通が、長時間、踏切で遮断され、渋滞を引き起こしています。また、横断を待つ歩行者、自転車、自動車が錯綜し、遮断間際の無理な横断が見られるなど、危険な状況となっています。



商業

『安全・安心な商業空間の確保』

商店街をはじめ、上石神井駅周辺の地区内道路のほとんどは歩行者と車の分離ができていません。狭い道路上に歩行者、自転車、自動車が錯綜していることから、歩行者や自転車の安全性が懸念されています。

『魅力ある商店街づくり』

上石神井駅周辺の商店街の利用者は、ほとんどが近隣の住民です。今後、ライフスタイルの多様化や高齢化の進展により、ますます地域に密着した商店街の役割は大きくなると予想されます。地域住民の日常生活を支える上で、商店街の活性化は重要な課題です。



住環境

『みどりの保全と創造』

みどりは、都市にうるおいとやすらぎをもたらすほか、ヒートアイランド現象の緩和に寄与し、また様々な生き物とのふれあいや環境教育の場になります。しかし、現在の上石神井駅周辺地区内にはみどりや空地が少なく、みどりの保全と創造が課題です。



『みどりの多い良好な住宅地の保全・育成』

まちづくり構想エリアの周辺部には、みどりの多い低層の住宅地が点在しています。このような特性を活かして、みどりの多い良好な住宅地として保全、育成していくことが求められます。

また、農地、屋敷林、雑木林等のまとまったみどりを守り育てていくことも望されます。

『水辺空間の活用』

まちづくり構想エリアの北側を流れる石神井川や南側を流れる千川上水は、地域にうるおいをもたらしており、貴重なまちの資源として、活用していくことが望されます。

防災

『防災のための道路整備と建物の耐震・不燃化』



上石神井駅周辺地区内では幹線道路の整備が遅れています。また、幅員6m以上の道路も少ないとから消防活動困難区域が存在しており、災害時に延焼の恐れがあります。

上石神井駅周辺の上石神井一、二、四丁目地区の一部は、幅員4m未満の道路が全体の約3分の1を占める街区に、木造アパートが全体の3分の1以上を占めるなど密度の高い住宅市街地となっています。

道路整備とともに建物の耐震・不燃化が課題となっています。

景観

『景観の改善』

良好な景観の形成は、街の魅力や個性を伝える重要な要素の一つです。現在の駅前や商店街には統一性が見られず、上石神井らしさと呼べるような景観が明確になっていません。商店街の魅力向上のために景観の改善が望されます。



『ユニバーサルデザイン※』

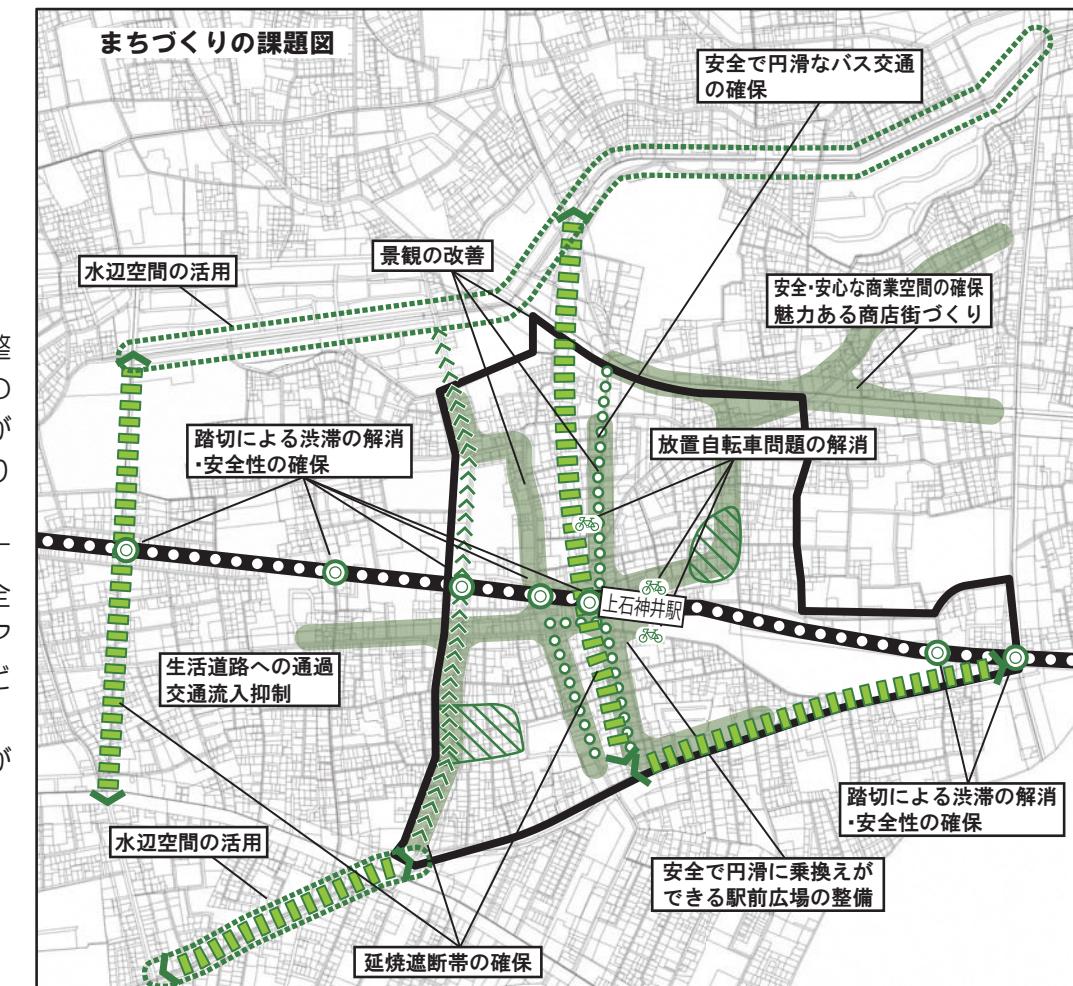
『安全・安心な歩行空間の確保』

違法駐車や違法駐輪、道路内への商品の陳列等は、障害者や高齢者のみならず、すべての人の円滑な通行の妨げになることから、このような通行上の障害は解消していくことが望れます。

『林立する電柱の解消』

林立する電柱は歩行者の障害となるばかりでなく、良好な景観をも阻害しており、これらの解消が望れます。

※年齢や障害の有無に係わらず、すべての人が利用可能であるよう製品や建物をデザインすること



凡例

- まちづくり構想エリア
- 商店街
- 踏切
- 商店街を通るバスルート
- ~~~~~ 生活道路内の通過交通
- △△△△ 放置自転車がある箇所
- ▨▨▨▨ 消防活動困難区域(構想範囲のみ)
- 水辺空間

0 250 500 m

2 まちづくりの方針

【基本方針】

上石神井駅周辺地区では、3つの基本方針に基づいて、まちづくりを進めていきます。

交通環境の改善と
機能強化

商店街の活性化

安全・安心で快適な
暮らしやすい
住環境の整備

【整備方針】

道 路 交 通

南北道路等の整備促進

南北道路、生活幹線道路の整備を進め、生活道路への通過交通流入の抑制や、安全で円滑なバス交通を実現していきます。また、主要生活道路や鉄道の立体化に伴う側道の整備により、良好な歩行者空間の確保を図ります。

※平成30年12月より、南北道路が事業中です。

駅前広場等の整備促進

駅前広場を整備し、バス・タクシーへの乗換えの利便性や安全性を確保するとともに、オープンスペースを創出します。あわせて、需要に応じた駐輪場の整備を図ります。

※平成30年12月より、交通広場が事業中です。

踏切の解消促進

道路と鉄道との立体交差化により、踏切の解消を図ります。
※現在、連続立体交差化計画が進行中です。

歩行者系ネットワークの整備促進

上石神井駅を中心に、通勤、通学、商店街利用者が快適に通行できる歩行者空間のネットワークを整備します。

防 災

地区の骨格となる道路の整備

延焼遮断帯となる都市計画道路の整備を進めるとともに、緊急車両の進入が容易となるよう生活幹線道路、主要生活道路の整備を進めます。

建物の建て替え・共同化、耐震・不燃化の促進

各種助成制度の活用を促進し、建物の建て替え・共同化および建物の耐震・不燃化を図ります。特に、延焼遮断帯となる都市計画道路の沿道では、建替えにあわせて耐震・不燃化を推進し、防災性の向上を図ります。

景 觀

統一のとれた商店街の景観形成

統一感のある建物のファサード、街灯、看板のデザインにするなど、商店街の景観形成を誘導し、商店街の魅力向上を図ります。

地域特性に配慮した景観形成

照明、ガードパイプ、車止め、看板等に地域性のあるデザインを取り入れます。地区の周辺に広がる農地など、地域特性を活かした景観形成を図ります。

商 業

安全・安心、快適で魅力ある商業空間の創出

歩行者優先の商店街づくりを進めるなど、安全・安心で快適な商業環境を整備します。また、商店街の魅力の向上を目指して、商店街の活性化等を促進していきます。地域の活性化を促すため、建物の共同化や商店街の魅力が向上する取組を進めます。

地域拠点にふさわしい商業エリアの形成

駅前エリアでは、建物の共同化・高度利用により、多様な都市機能の導入や交流の場となるオープンスペースの確保等を進め、「地域拠点」にふさわしい活気ある都市空間を整備します。駅前から南北道路や周辺の商店街へにぎわいが連続し、地域に密着した魅力ある商業エリアの形成を図ります。

住 環 境

みどりの保全と創造

地域のみどりを増やし、駅前広場、道路、河川空間等の公共空間等をみどりで彩り、また、建物の屋上、壁面、駐車場等の緑化を進めます。

みどりの多い良好な住宅地の保全と育成

開発時などに緑化を促します。さらに、地区計画制度の導入などにより、みどりの多い良好な住宅地を保全、育成します。

ユ ニ バ ー サ ル デ ザ イ ン

すべての人に優しい歩行空間の確保

電線類の地中化や建物のセットバックにより生まれた民地内の活用など、歩行空間の確保を図ります。

誰もが安心できる道路施設の整備

段差の解消、ガードパイプの設置、休憩用ベンチの設置、音響式信号機の設置など、誰もが安心して歩ける道路整備を進めます。

安全・安心に歩ける歩行者空間の整備

地域住民との協働により、まちの現状や改善が必要なところを把握し、安全・安心に歩ける歩行者空間を整備します。

土 地 利 用

本地区の土地利用は、地区内を6つのゾーンに分類し、それぞれに具体的な方針を定めます。また、駅を中心として、「地域拠点」にふさわしい高度利用を伴う多様な都市機能の誘導や生活利便性向上のための商業集積を促すとともに、南北道路・交通広場や西武新宿線の連続立体交差化計画と整合を図ります。

3 まちづくり構想図

道路交通、商業、住環境、防災、景観、ユニバーサルデザイン、土地利用の7項目で構成されるまちづくりの方針を地図に表現しました。これを上石神井駅周辺地区が目指すべきまちの将来像を定めた「まちづくり構想図」とします。

まちづくり構想図



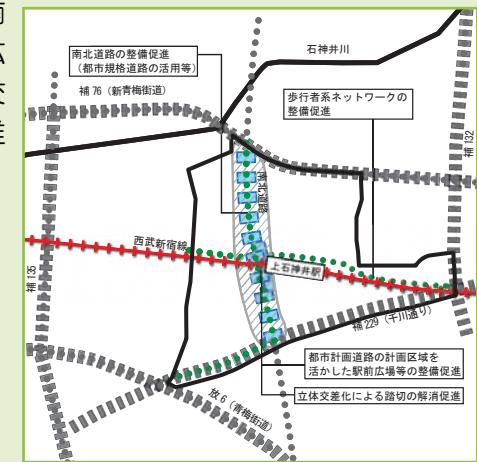
4 方針の実現に向けた取組

【既に進行中の取組】

【重点基盤事業による整備】

地区を支える主要な骨格道路である南北道路と、地区の核施設となる駅前広場を整備します。また、鉄道の立体交差化による踏切解消と側道の整備を推進します。

- 南北道路の整備促進
- 駅前広場等の整備促進
- 踏切の解消促進
- 歩行者系ネットワークの整備促進
- すべての人に優しい歩行空間の確保
- 誰もが安心できる道路施設の整備
- みどりの保全と創造



【今後進めていく取組】

【良好な市街地の形成】

まちづくりのルールに基づく規制・誘導によって、地区の骨格となる道路の整備、商店街のさらなる活性化、良好な住環境の保全、災害に強いまちの整備を進めます。

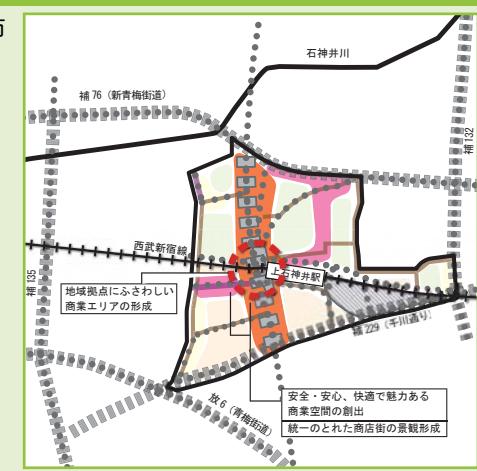
- 地区の骨格となる道路の整備（生活幹線道路、主要生活道路）
- 建物の建て替え・共同化、耐震・不燃化の促進
- 安全・安心、快適で魅力ある商業空間の創出
- 統一のとれた商店街の景観形成
- みどりの多い良好な住宅地の保全と育成
- 地域特性に配慮した景観形成
- 歩行者系ネットワークの整備促進
- 安全・安心に歩ける歩行者空間の整備



【拠点性の向上】

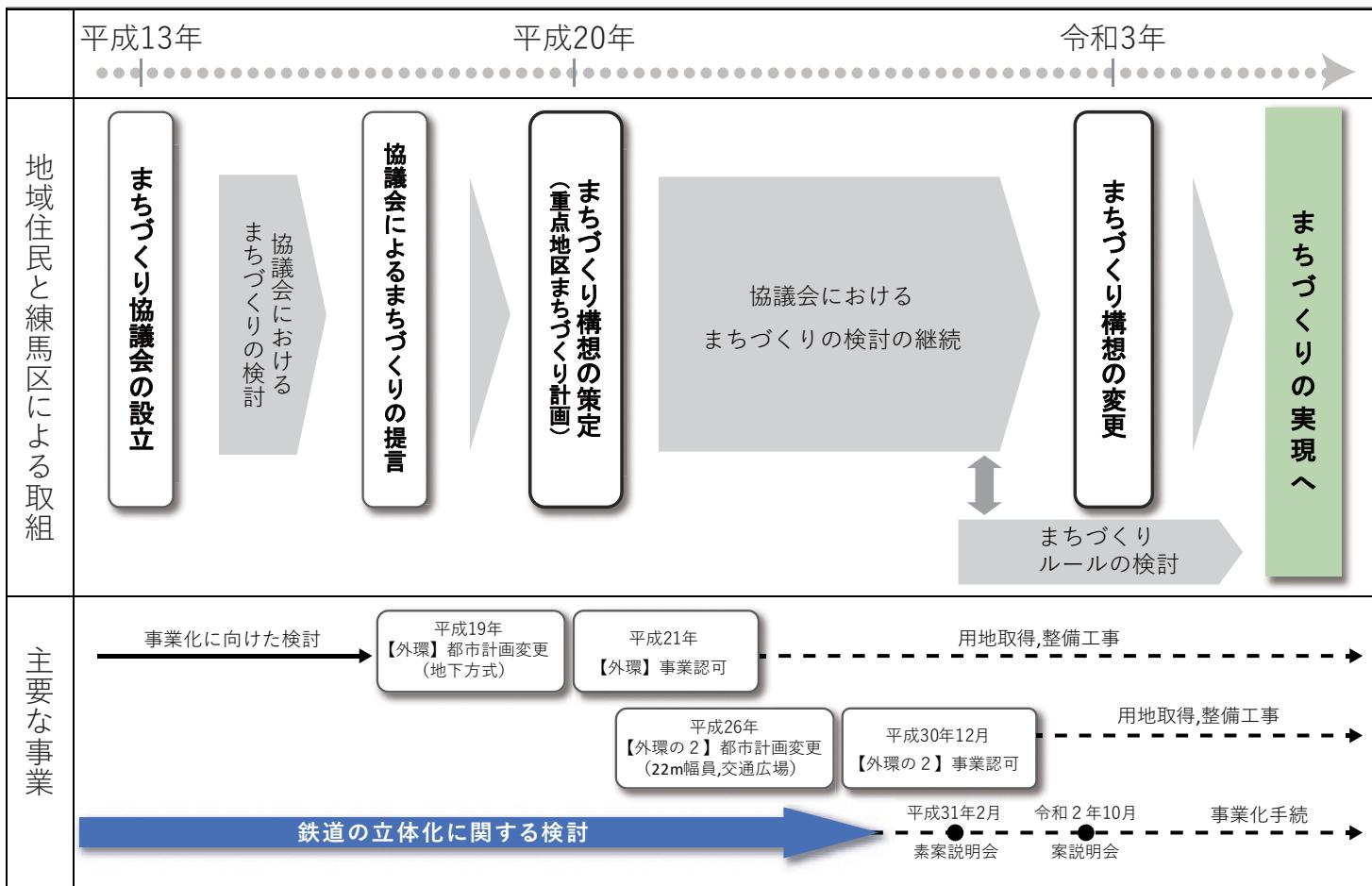
基盤整備とあわせて、駅前における市街地再開発事業などの取組によって、魅力ある商業空間の形成を進めます。

- 地域拠点にふさわしい商業エリアの形成
- 安全・安心、快適で魅力ある商業空間の創出
- 建物の建て替え・共同化、耐震・不燃化の促進
- みどりの保全と創造



※ 相互の関連性に留意しながら、着実に取り組みます。

上石神井駅周辺地区まちづくりの流れ



まちづくりの主体と役割

- 地域住民：暮らしの安全・安心に係る活動など、ソフト面でのまちづくりの取組を実施
- 練馬区：公共施設の整備など、ハード面を中心としたまちづくりの推進
- 関係事業者等：自らが所有・管理する事業用施設の整備等に併せたまちづくりへの協力

各主体は、このまちづくり構想に基づく取組に対して、相互に協力し、協働のまちづくりを推進します。

また区は、地域住民の行う取組を支援し、関係事業者等に対し施設の整備等に関する要請を行うとともに必要に応じて支援を行います。



[お問い合わせ先] パンフレットの内容に関するご質問やご意見等がありましたら、下記までご連絡ください。

練馬区都市整備部
新宿線・外環沿線まちづくり課
TEL 03(5984)1278 (直通)
FAX 03(5984)1226
E-mail EN-MACHI@city.nerima.tokyo.jp